

令和4年3月23日

北広島市芸術文化ホール公衆無線LAN等利用規約

(目的)

第1条 本規約は、北広島市が北広島市芸術文化ホールで提供する公衆無線LAN等によるインターネット接続サービスの利用条件を定めるものです。本サービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなします。

(利用場所及び利用時間)

第2条 本サービスが利用可能な場所及び利用時間は別に定めるものとします。

(利用料金)

第3条 サービスの利用料金は、無料とします。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとします。

(機器の準備)

第4条 本サービスを利用するための通信機器は、利用者が準備するものとします。

(接続設定)

第5条 本サービスの利用に際しては、盗聴、改ざん、なりすまし等の情報セキュリティ上のリスクを利用者が負う可能性があるため、サービスの利用に必要なセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他の接続設定は、利用者が自ら行うものとします。

(禁止事項)

第6条 本サービスを利用しての公序良俗に反する行為や犯罪・迷惑行為を禁止します。

(通信利用の制限)

第7条 本サービスに関しては、フィルタリングにより特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとします。また、本サービスの運営上必要であると判断したときに、個別、または全体の帯域を制限することができるものとします。

(利用の中止)

第8条 利用者が本規約に違反した場合、または施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止できるものとします。

(本規約の変更)

第9条 本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止又は廃止をすることができるものとします。

(免責)

第10条 本サービスの利用、またはサービスの利用中止及び中断によって生じたあらゆる損害について、北広島市は一切責任を負わないものとします。

附則

この規約は、令和4年3月23日から施行します。